



2026年5月15日

各 位

会 社 名 株式会社テラプローブ
代 表 者 代表執行役社長 横山 毅
(コード番号：6627 東証スタンダード)
問 合 せ 先 執行役CFO 中川 雅幸
(TEL 045-476-5711)

当社従業員に対する譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式として自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026年6月15日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 39株
(3) 処分価額	1株につき12,820円 ただし、2026年5月21日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（以下「条件決定日前営業日の終値」といいます。）が12,820円を上回る場合には、処分価額は同日の終値とする。（注）
(4) 処分価額の総額	499,980円 ただし、条件決定日前営業日の終値が12,820円を上回る場合には、処分価額の総額は同日の終値に39株を乗じた額とする。
(5) 割当予定先	当社の従業員27名 39株
(6) その他	本自己株式処分については、処分価額の総額が1千万円未満であるため、臨時報告書等の提出は行っておりません。

（注）本自己株式処分の処分価額の決定方法

本自己株式処分のように、株式を第三者割当の方法により処分する場合は、通常、処分決議日に処分価額を決定いたします。しかしながら、当社は、本自己株式処分の決議日である2026年5月15日に2026年12月期第1四半期決算短信等を公表していることから、当該公表に伴う株価への影響を織り込むとともに、既存株主の利益に配慮し、恣意性を排除するため、一定期間経過後の2026年5月22日を条件決定日として設定しております。処分価格については、取締役会決議日の前営業日（2026年5月14日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値12,820円と、条件決定日の前営業日（2026年5月21日）の終値を比較し、高い方の金額といたします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2025年8月14日開催の取締役会において、当社の持株会（以下「本持株会」といいます。）に対する従業員の関心を高め、より多くの加入を目指すとともに、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与することで、従業員の経営参加意識を高め、本持株会を通じて株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、当社の従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しております。

その上で、今般、当社は、本日開催の取締役会決議により、所定の要件を満たす当社の従業員27名（以下「対象者」といいます。）に対し、当社に対する金銭債権合計499,980円（ただし、条件決定日前営業日の終値が12,820円を上回る場合には、同日の終値に39株を乗じた額とします。以下同じです。）を、それぞれ付与いたしました。

また、当社は、同取締役会において、当該金銭債権の合計499,980円を現物出資の目的として（募集株式1株につき出資される金銭債権の額は12,820円。ただし、条件決定日前営業日の終値が12,820円を上回る場合には、同日の終値とします。）、当社の普通株式合計39株（以下「本割当株式」といいます。）を付与することを決議いたしました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象者は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間

対象者は、本払込期日から本持株会を退会するまでの間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、本株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「本譲渡制限」といいます。）。

（2）譲渡制限の解除条件

当社は、本払込期日の翌日から起算して5年を経過する日までの間（以下「本退会制限期間」といいます。）、対象者が継続して本持株会の会員の地位（以下、総称して「本地位」といいます。）にあったことを条件として、本譲渡制限期間の満了時点において、本割当株式の全部につき、本譲渡制限を解除する。

ただし、対象者が、本退会制限期間中に雇用期間満了、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により本地位を喪失した場合には、当該喪失の時点をもって、本割当株式の全部につき、本譲渡制限を解除する。

（3）当社による無償取得

当社は、本譲渡制限期間が満了した時点その他契約書に定める所定の時点において、本譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（4）株式の管理

本割当株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、対象者が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（5）組織再編等における取扱い

本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、対象者が保有する本割当株式の全部につき、本譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2026年5月14日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である12,820円と条件決定日前営業日の終値を比較し、高い方の金額を処分価額として決定いたします。

このような自己株式処分の処分価額の決定方法は、既存株主の利益に配慮した合理的な方法であり、また、処分価額を市場株価と同額に決定する方法であるため、本方法によって決定される本自己株式処分の処分価額は、対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上